グリーン調達ガイドライン

2004-10-01 制定
（2011-08-01 改訂 2 版）

新神戸電機株式会社

はじめに

２１世紀をむかえ、生産・消費・廃棄という「一方向型社会」からライフサイクル全体を考慮した「循環型社会」への転換が求められています。

新神戸電機は、日立グループの一員として、地球環境問題は人類共通の重要課題との認識のもとに、環境との調和を経営の最重要課題の一つとして取組んでおり、環境に配慮した製品づくり、環境に配慮した生産活動、社会に向けた環境保全システムの提供を環境活動の３本柱とし、環境保全と経済成長との両立を目指しております。

企業経営において、環境問題への対応が重視される中で、購買という機能の重要性を認識する事が不可欠となります。すなわち、製品・サービスの提供を通じて環境負荷を低減させていくためには、物品の購入段階での適切な対応が必要であり、これらの購入物品は省エネルギーなど使用段階における環境負荷低減、適正処理やリサイクルなど使用後の対応にも大きな影響を及ぼし、また、化学物質管理や汚染対策とも密接なつながりを持っております。

化学物質に関しては、2003 年 2 月に、EU（欧州連合）加盟国で、電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令（RoHS 指令）が発効。
これに伴い、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の６物質に対し、2006 年 7 月 1 日より、不含有を保証すること等、製品含有化学物質のグローバルな法規制が強化、加速しています。こうしたことから、より環境負荷の少ない物品の調達、いわゆるグリーン調達の重要性が急速に高まってきております。

こうした中、新神戸電機は、グリーン調達が企業の果たすべき重要な役割と認識し、ここに「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。

新神戸電機のグリーン調達は本ガイドラインに基づき推進いたしますので、取引先様のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

新神戸電機株式会社
経営管理室調達部グループ
環境安全管理本部

目　次

1.新神戸電機の環境活動　4
1.1 日立グループ CSR 取り組み方針　4
1.2 環境保護行動指針　4

2.新神戸電機のグリーン調達の考え方　7
2.1 グリーン調達の目的　7
2.2 サプライヤー皆様へのお願い　7

3. 納入品に含有される化学物質の管理について　9
3.1 日立グループ自主管理化学物質　9
3.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について　9
3.3 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）　11
3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合　11

4.グリーン調達の調査協力へのお願い　12
4.1 調査の要領　12
4.2 調査の内容　12

5. 添付資料
調達品の環境保全に関する項目　15

１．新神戸電機の環境活動

新神戸電機は、1994 年１月経営理念「環境保護行動指針」を制定。
また 2001 年１月には、新たな経営理念を定め「新神戸電機企業ビジョン」を制定しました（2011 年 4 月に新たに策定）。
この指針と経営理念を基本に、環境保全に取組んでおります。

企業行動基準　基本理念
日立グループの一員である当社は、日立創業の精神である「和」「誠」「開拓者精神」をさらに高揚させ、新神戸電機人としての誇りを堅持し、不断の創造的努力により、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念とする。
併せて、当社は、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業行動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する。

経営理念
人と環境の未来のために独創的な先端技術を育み、信頼される製品・サービスで社会に貢献する。

1.1　日立グループ CSR 取り組み方針

1. 企業活動としての社会的責任の自覚
当社従業員は、企業の社会的責任（CSR）が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく、本取り組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた社会への貢献
優れた研究・技術・製品開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客さまに提供するとともに、豊かで活力のある社会の構築に貢献します。

3. 情報開示とコミュニケーション
当社従業員を取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

4. 企業倫理と人権の尊重
文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うとともに、人権の尊重及び高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

5. 環境保全活動の推進
環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活用を行います。

6. 社会貢献活動の推進
良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進します。

7. 働き易い職場づくり
すべての従業員にとって、働きやすい、やりがいのある職場づくりに努めるとともに、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる、意欲ある従業員を積極的に支援します。

8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化
すべての取引先に協力を求めて、社会的責任意識を共有化し、公正、かつ健全な事業活動の推進に努めます。

1.2　環境保護行動指針

1.地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。

2.地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。

3.環境問題を担当する役員および部署は、環境保護推進体制の整備、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保護活動の推進・徹底を図る。
また、環境について内部監査をすすめることにより活動を確認して維持向上に努める。

4.製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、使用、廃棄などの各段階における、環境負荷の把握と低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進する。

5.事業活動によって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するよう、省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系へ配慮する等し、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。

6.国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。

7.グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。

8.従業員の環境への意識向上を図るとともに、広く社会に目を向け、幅広い観点からの環境保護活動により社会に貢献する。

9.環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。

10.環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

1933 年 3 月制定　2010 年 8 月改正

２．新神戸電機のグリーン調達の考え方

2.1 グリーン調達の目的

日立グループは、「地球温暖化の防止」「資源の循環的な利用」「生態系の保全」からなる環境ビジョンを掲げ、製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減をめざすグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献したいと願っております。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいるサプライヤー皆様から、化学物質の適正使用、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した、環境負荷のより少ない製品･サービスを調達することが目的です。

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の開発・設計・生産を行うことで
お客様に環境に配慮した製品をお届けし、地球環境を保全し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的とします。

2.2 サプライヤー皆様へのお願い

日立グループは、サプライヤー皆様に、日立の環境ビジョンへのご理解、ご賛同を頂き、以下の 2 つの面でのご協力をお願い致します。

・サプライヤー皆様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと
・日立グループへ納入頂く製品（納入品）の環境負荷低減が配慮されていること
その内容は以下の通りです。

（１）サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目

（ｉ）環境経営体制（EMS）の実行計画を立案し、実行・運営をお願いします。

（ii）日立グループがグリーン調達に関して監査を実施する場合には、
4.2 (１)(c)環境保全活動に関する項目（19 項目）を満たすように取り組んでください。

（iii）納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築をお願いいたします。

（iv）ISO14001、EMAS などの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション 21 の日本国内の各環境認証を取得することは、ＥＭＳを効率よく運営する上で有効な手段と考えます。
従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨します。

（２）納入品の環境負荷低減に関する項目

納入品の環境負荷低減に関しては、4.2(２)(a)納入品の環境負荷低減項目（10 項目）に従って取り組んでください。

EMS ：Environmental Management System 環境経営システム。環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること

ISO14001 ：ISO 審査登録機関（国際標準化機構）で構成する国際的に認められた環境認証制度

EMAS ：Eco-Management Audit Scheme 1995 年 4 月に発効した EC（当時）の環境管理体制

KES ：特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

エコステージ ：有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

エコアクション 21：財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度

環境省 Rohs 報道発表資料：http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6263

"日本政府環境省 REACH 関連情報：REACH に関する日本語訳

: http://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html"

３．納入品に含有される化学物質の管理について

3.1 日立グループ自主管理化学物質

日立グループでは、「日立グループ自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

■「日立グループ自主管理化学物質」の考え方

区 分	管 理対 象 物 質	主な法規制
レベル1 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。 国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が禁止または制限されている物質で、日立グループへの納入品に使用される可能性がある化学物質。 詳細は、別表1（レベル1禁止物質群リスト）による。	別表1参照
レベル2 管理物質群	納入品に含有していることを制限するものではないが、国内外の法規制他で、使用実態を把握し、管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。 詳細は、別表2（レベル2管理物質群リスト）による。	別表2参照

ただし、業界動向等の事情から、日立グループの事業部門により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先のお願い事項にご留意頂くと共に適宜ご確認ください。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。合わせてご協力をお願いします。

3.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

日立グループでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、
サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、
「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」（不含有保証書）等の文書を、
日立グループへの納入仕様条件としてご提示願います。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

（1）「不含有保証書」の提出

3.1 におけるレベル 1 禁止物質郡に関して「不含有保証書」をご提出いただきます。

①弊社各事業所への納入資材全ての部品・材料が、不含有保証の対象となります。

②資材について、「不含有保証書」を依頼元の弊社経営管理室調達グループ宛にご提出願います。

③RoHS 指令の基準値が変更になった場合や、日本国、米国等の新規法制により上記６物質以外が含有禁止となった場合は、その都度弊社よりご連絡致しますので、新たに「不含有保証書」の提出をお願い致します。

（2）保証違反があった場合

「不含有保証書」に違反して、有害物質が基準値以上含有されていた場合は、以下の対象となりますのでご留意ください。

①取引の停止（信頼関係の破壊による取引先関係の解消：基本契約書第 42 条第 1 項）

②損害賠償（基本契約書第 41 条及び覚書第 5 条違反）

（3）「不使用保証書」の提出

3.1 におけるレベル 2 管理物質郡に関して「不使用保証書」をご提出いただきます。

①資材について、「不含有保証書」を依頼元の弊社経営管理室調達グループ宛にご提出願います。

（4）本件お問合せ先

本件に関するお問合わせは、弊社の依頼元経営管理室調達グループ宛にお願い致します。尚、お問合せの内容によっては、弊社環境安全管理本部から回答させていただく場合がございますので、予めご承知おき願います。

3.3 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、
サプライヤー皆様の最善の手段を採用してください。
レベル１の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が禁止または制限されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。
レベル２の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、
含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご留意願います。

3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。
また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくお願いします。

４.グリーン調達の調査協力へのお願い

日立グループは、サプライヤー皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流のサプライヤー皆様の状況について、調査にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

4.1 調査の要領

（１）調査のカテゴリー

調査は下記三点のカテゴリーに分けて行います。

（ⅰ）サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

（ⅱ）納入品の環境負荷低減の状況

（ⅲ）納入品の含有化学物質に関する情報

（２）調査回答方法

「不含有保証書」、「不使用証明書」につきましては、押印の上、書面を郵送にてお送り願い致します。 上記以外の提出書類につきましては、E メール、郵送どちらも受け賜ります。

（３）調査頻度

（ⅰ）取引先様の環境保全活動に関する取組みについて

・定期的に調査を実施いたします。

（ⅱ）調達品の環境保全に関する項目について

・必要に応じ、調査を実施致します。

4.2 調査の内容

（１）サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

サプライヤー各位毎（事業所単位になることがあります）に以下の調査を実施します。

（a）環境認証に関する項目

■ISO14001 または日立の認める外部認証取得など

①ISO14001 認証を取得済

②その他 EMS 認証取得済

③ISO14001 などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

（b）「グリーン調達」への取り組みに関する項目

■グリーン調達の実施計画状況

①グリーン調達を実施している

②グリーン調達の計画がある

（c）環境保全活動に関する項目(19 項目)

■企業理念・方針

①環境保全に関する企業理念がある

②環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している

③環境方針で法規制の遵守を誓約している

④環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■計画・組織

⑤環境保全に対する目的、目標がある

⑥目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている

⑦目的、目標を達成するための実行計画がある

■環境評価・システム

製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している

⑧水質汚濁の削減

⑨大気汚染の削減

⑩騒音・振動の低減

⑪廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減

⑫エネルギー使用量の削減（電気、ガス、燃料など）

⑬有害性のある化学物質の使用及び排出の削減

⑭製品アセスメントの仕組みがある

⑮緊急時に対する仕組みがある

⑯環境内部監査の仕組みがある

■教育訓練、情報提供

⑰環境関連の教育を実施している

⑱著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業者リストを作成している。

⑲環境保全に関する情報を提供している

（d）製造過程に関する情報

■製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無

①製品製造工程にて使用している

②製品製造工程にて使用していない

③調査中

（２）納入品の環境負荷低減の状況

（a）納入品の環境負荷低減に関する項目（10 項目）

日立グループへの納入品について以下の項目に従ってお取り組みいただきますようお願いします。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

■省資源

①製品の減量化、小型化に配慮している

②再生部品または再生資源を利用している（再生材含有率）

③長寿命化に配慮している

■省エネ

④待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している（エネルギー低減率）

■リサイクル

⑤製品を回収、リサイクルしている（リサイクル率）

⑥材料の統一、標準化をしている

⑦分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

⑧梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

⑨製品に関する環境情報を提供している

■化学物質

⑩化学物質の使用の適正化に努めている。

（３）納入品の含有化学物質に関する情報

(a) 含有化学物質の調査フォーマット

日立グループは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が公表しているフォーマットが、化学物質情報伝達に現在最も信頼できる合理的なツールであると考えております。将来は、全ての含有化学物質情報伝達に関して、JAMP によるフォーマットを標準として統合する方針です。

・ JAMP MSDSplus

・ JAMP AIS

・ JGPSSI 調査回答ツール

・ JAMA シート　JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会：http://www.jamp-info.com/

MSDSplus および AIS：JAMP が提供する化学物質情報伝達フォーマット。MSDSplus は、MSDS を補完し、AIS は成形品に含有する化学物質を扱う。

JGPSSI：グリーン調達調査共通化協議会：http://www.jgpssi.jp/

別表1（レベル1禁止物質群リスト）

	化学物質（群）名	法規制値（最大許容値）	関連する主な法令
1	カドミウム及びその化合物※1	100ppm 100ppm（包装材）※5	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ＥＬＶ指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、「米国包装材重金属規制」
2	六価クロム化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、「米国包装材重金属規制」
3	鉛及びその化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ＥＬＶ指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、「米国包装材重金属規制」
4	水銀及びその化合物※1	1000ppm 100ppm（包装材）※5	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ELV指令（EU）」、「RoHS指令（EU）」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、「米国包装材重金属規制」
5	ビス(トリブチルスズ) ＝オキシド(TBTO)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質）
6	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	1000ppm	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「RoHS指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「RoHS指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」、pentaBDE,octaBDE→「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質）、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」
9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質）
10	短鎖型塩化パラフィン※2	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」
11	アスベスト類	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」
12	アゾ染料・顔料※3	30ppm	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「ドイツ日用品規制」
13	オゾン層破壊物質※4	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」、「1990年大気浄化法第611条(米国)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「オゾン層破壊に関するEU規則」 別表1（レベル1禁止物質群リスト）

別表2（レベル2 管理物質群リスト）

	化学物質（群）名
1	アンチモン及びその化合物※6
2	ヒ素及びその化合物※6
3	ベリリウム及びその化合物※6
4	ビスマス及びその化合物※6
5	ニッケル及びその化合物（合金は除く） ※6
6	セレン及びその化合物※6
7	臭素系難燃剤※7
8	ポリ塩化ビニル(PVC)
9	フタル酸エステル類
10	トリブチルスズ類(TBT 類)、 トリフェニルスズ類(TPT 類)
11	オゾン層破壊物質（ClassⅡ：HCFC）※8
12	放射性物質
13	**REACH 想定物質※9**

※1：金属には、その合金を含む。
※2：炭素鎖長/10～13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
※3：特定アミンを形成するアゾ染料・顔料
※4：HCFCを除くオゾン層破壊物質
※5：包装材は、4物質合計で100ppm以下
※6：金属には、その合金を含む。ただし、ニッケルは除く。
※7：PBB類、PBDE類以外のもの（PBB類、PBDE類は別表1（禁止））
※8：モントリオール議定書のClassⅡ物質（ClassⅠは別表1（禁止））
※9：REACH 想定物質
①ＣＭＲ1，2：発がん性、変異原性、生殖毒性物質
②76/769/EEC ：制限物質
③ＰＢＴ：難分解性、生殖蓄積性、有害性物質

添付1 (含有化学物質の調査)

■原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について

各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

	調査の単位	調査数値の単位・区分	調査数値の登録の考え方	
			意図的添加がある場合	非意図的添加が予想される場合
レベル1 禁止物質群	均質材料単位	単位：含有部位ごとの a)分母の質量および分子の 質量、またはb) 分母の質量 および濃度 区分：最大値 (理論値または実測値)	数値の如何にかかわらず 登録	含有する可能性がある場合にも 登録
レベル2 管理物質群	均質材料単位または 納入製品単位または 納入製品を任意の 階層に分割した各 階層単位	単位：含有部位ごとのa) 分母の質量および分子の 質量、またはb) 分母の質 量および濃度または、 納入製品単位中に含有する 当該物質の質量、または 任意の階層に分割した各 階層単位の当該物質の質量 区分：平均値 (理論値ま たは実測値) または最大 値 (理論値または実測値	数値の如何にかかわらず 登録	存在が確認されその数値を把握 できている場合にも登録

※ただし、上記以外の物質群に関しても、調査製品群によっては個別の管理をお願いすることがあります。

※禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

サプライヤー各位におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質がしきい値を超えて混入することの無い様適切な管理をお願いします。

■含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

（1）分母の定義

禁止物質：均質材料単位

管理物質：調達品単位または調達品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料とは】

・均質材料とは、機械的に分離のできない状態の材料

・以下のものを均質物質または均質材料とする

材料の状態	判断基準
化合物、ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料
塗装、印刷、めっき(クロメート処理)などの処理がされているもの	各々の単一層を均質材料とみなす（亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす。ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JISC090)）

(2）分子の定義

・ 化学物質とは「元素または化合物」を指す。

化学物質	分子の定義
金属及金属化合物	金属元素の質量
金属及金属化合物以外	その化学物質の質量

「REACH 想定物質については、金属元素を含む CAS 単位分子質量を記入する」

■ 製品構成情報の登録内容例(電気部品)

日立グループでは、製品、部品、組成(化学物質)を以下の表及び階層図のように定義します。

・禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。

・化学物質とは「元素または化合物」を指します。

・部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。

(ただし、詳細については A Gree ’ Net 取扱説明書を参照)

アルミニウム電解コンデンサ(重量：3ｇ)

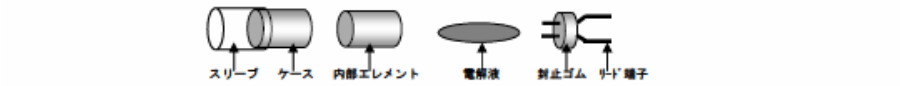

部位			組成（化学物質）			
部位		質量/ｇ	化学物質名称	用途	CAS番号	含有量/ｇ
スリーブ（外装チューブ）		0.3	ポリ塩化ビニル		9002-86-2	0.15
			フタル酸エステル	可塑性	117-81-7	0.05
			その他化合物		-	0.1
ケース		0.15	その他化合物		-	0.15
内部エレメント		2	アンチモン		7440-36-0	0.02
			鉛		7439-92-1	0.0009
			その他化合物		-	1.9791
電解液		0.3	その他化合物		-	0.3
封止ゴム		0.15	その他化合物		-	0.15
リード端子	はんだメッキ	0.011	鉛	はんだ	7439-92-1	0.005
			その他化合物		-	0.006
	芯線	0.089	銅（必要に応じて）		7440-50-8	0.075
			その他化合物		-	0.014

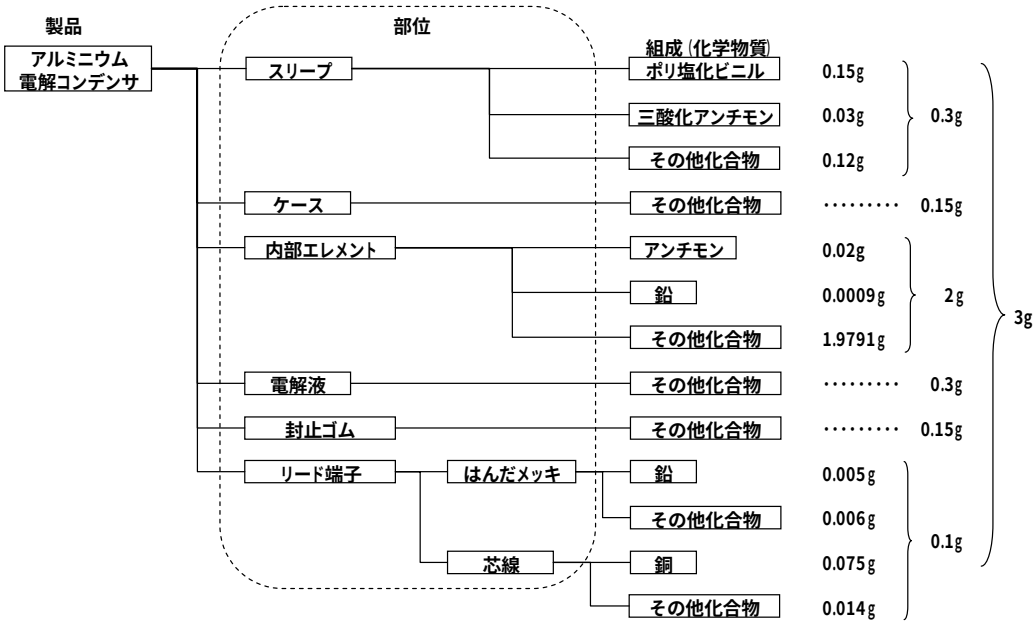

添付2 (測定方法について)

■含有する化学物質質量の測定方法について

（1）鉛、六価クロム、カドミウム、水･、PBB、PBDE の測定方法

・日立グループの「RoHS 指令対応 カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・特定臭素系難燃剤
(PBB・PBDE)の分析ガイドライン」
(http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/RoHS.pdf)に準拠した
測定方法を用いるか、または同等以上の精度の測定方法により測定する。

（2）その他の化学物質の測定方法

・その他の化学物質の測定方法については、納入先事務所の品質保証部門の指示に従ってください。